

SMITHS サプライヤー行動規範

はじめに

Smiths では正しい方法で物事を行うことは選択ではなく、責任であると考えます。責任ある、倫理的なビジネスを行うことは当社の共有する価値観である誠実さ、尊重、責任感、顧客重視、情熱を、私たちが行うことすべてに適用するということであり、それと同じことを行うよう当社はサプライヤーに求めます。

サプライヤーは当社の成功に欠かせない重大な役割を果たします。

当社はサプライヤーの皆さんがグローバルサプライチェーン内における倫理とコンプライアンスへの当社の取り組みをより良く理解し、またサプライヤーである貴社に当社が期待することをご理解いただけるよう、このサプライヤー行動規範を作成しました。

当社は質の高い製品とサービスを提供することに加え、サプライヤーが当社の合法的な行為への取り組みと高い倫理水準の維持を支持する形で事業を運営することを求めます。

サプライヤーには安全な職場環境を提供していただくようお願いします。そうした環境では、従業員とマネージャーがオープンなコミュニケーションを行い、報復や脅迫または嫌がらせの恐れなしに懸念を提起することができ、尊厳と敬意をもって常に従業員を扱い、環境上健全でかつ持続可能な製造工程を実施し、事業を運営するあらゆる国における法律を順守します。

当社のサプライヤー行動規範に則って業務を行っていただき、感謝申し上げます。当社は、一丸となって Smiths を世界有数の技術会社にするため尽力するとともに、倫理とコンプライアンスに対するアプローチに沿った貴社とのパートナーシップと正しい方法でビジネスを行うことへの取り組みを重視します。

Andy Reynolds Smith

最高経営責任者

Smiths Group Plc

SMITHS サプライヤー行動規範

Smiths サプライヤー行動規範（以下「サプライヤー規範」という）は当社の企業価値観に基づくものであり、当社の全サプライヤーおよびその社員、下請業者、代理人、サプライヤーおよび世界中で代行業務を行うその他の者（総称して、ここに「サプライヤー」と称す）に適用されます。

1. 誠実さ - 私たちは常に正しいことを行います

Smiths では、私たちは誠実さ、正直、およびプロ意識をもって行動します。すなわち、私たちは常に「正しいことを行い」、またサプライヤーに対しても同様の誠実さへの取り組みを求めます。特に、当社はサプライヤーに対し、以下を求めます。

サプライヤー規範および適用法の順守

サプライヤーは、最低基準として、事業運営している国のすべての法令を順守することが義務付けられています。これには腐敗防止、反競争、貿易、奴隷労働禁止、人身売買に関するすべての適用法、並びにその他のビジネス取引の規制法が含まれます。サプライヤーはまた、その従業員、下請業者、代理人、サプライヤー、および代行業を行うその他の関係者が、適用法とこのサプライヤー規範に規定されている基準に従って行動するよう期する必要があります。これには以下が挙げられます。

- ・ 自らのサプライヤーに対し、賄賂、腐敗、貿易のコンプライアンスリスクや現代奴隷制リスクがないかを審査することで、適切なデューディリジェンスを実施する。
- ・ これらの要件が自らのサプライヤーチェーン全体において行き渡っているよう期するために、サプライヤーの供給契約において適切な諸条件を含める。

腐敗または詐欺的である、またはそうと受け止められかねない行動を取らない

サプライヤーはビジネスまたはその他の優位性を獲得、留保または供与するために賄賂、見返り、またはその他類似の支払いまたは誘因の申し出、約束、供与、要求または受入れを行ってはなりません（または他の者がこれらの支払いまたは受け入れをすることを許容してはなりません）。これには、自らの贈答品および接待方針、および/または現地基準のいずれか、より厳格な方において定義されている過剰または頻繁な贈答品および接待が含まれます。サプライヤーはまた、そのような不正行為を行っているように思われることを避けるために注意を払う必要があります。これには、公務員および政府関係者への支払いや接待、および公式な手続きまたは政府手続きの円滑化または迅速化のために支払われる「心付け」などが含まれます。

サプライヤーは不正慣行に関わることなく、および/または不正取引を通じて他者を利用することなくビジネスを行う必要があります。これには、製品またはサービスの品質、特長、有用性が正確に提示されるよう期することが含まれます。

公正な競争

当社は、公正な競争を信じており、サプライヤーに対して法律上の競争を阻害するような合意、ビジネス慣行、行為を行わないこと、およびそれに加担しないことを求めます。サプライヤーは競合他社と価格操作、談合、顧客または市場の割り当て、または現在、最近または将来における価格情報の交換を決して行ってはなりません。

貿易法および貿易規制の順守

サプライヤーはすべての適用される輸出入規制、反ボイコット規制、経済制裁、その他の適用される貿易法、規制、方針、手続きを順守する必要があります。このことはサプライヤーが事業を運営する場所すべてに適用され、製品、サービス、技術、ソフトウェアを Smiths に販売または譲渡する際にも適用されます。

利益相反の回避

当社は、サプライヤーに対し、利益相反となる、またはそのように受け止められる恐れのある形で当社の従業員に関わることがないように求めます。利益相反は、Smiths 従業員の個人的利害が、その職位における責任と矛盾する場合に発生します。

贈答品、食事、接待における Smiths の立場を尊重する

当社は、貴社が当社従業員に対し贈答品を供与しないことを希望します。当社では厳格な贈答品、食事、接待に関する方針を設けており、このため従業員は当社の方針に合致しない贈答品や食事または接待の申し出を拒否することが求められる場合があります。当社の従業員は決して食事や接待を要求するようなことは許可されず、いかなる状況下においても、サプライヤーが贈答品、食事または接待を当社の従業員に申し出なくてはならないと感じるようなことがあってはなりません。

2. 尊重 - 私たちは互いを尊重し、異なる見解や文化を大事にし、包括的に行動します

Smiths においては、どのような違いがあろうとも、日々行う行動、決定、および配慮において互いを尊重する気持ちを示し、サプライヤーがそうした尊重に対する同様の取り組みをすることを求めます。特に、当社はサプライヤーに対し、以下を求めます。

互いに尊重しあい、多様性を大事にする

当社では、サプライヤーは資格、スキル、適性、態度のみに基づいて従業員の採用、選択、昇進を行うことを求めます。雇用に関して判断を下す際には、サプライヤーは、人種、肌の色、出生国、性別、婚姻状況、性的指向、宗教上の信条、年齢、身体障害、精神障害の問題に関して適用される差別禁止要件を順守する必要があります。

サプライヤーは、各従業員が労働組合、またはその他の善意の従業員を代表する組織に参加または参加しない権利を尊重する必要があります。

いじめ、または嫌がらせを容認しない

サプライヤーはすべての従業員を、敬意と尊厳をもって扱う必要があります。嫌がらせまたはいじめは容認できず、また許されません。

安全に仕事をする

最低基準として、サプライヤーはすべての適用される健康および安全関連の法令を順守する必要があります。サプライヤーは、その製品またはサービスの使用に関連するすべての危険およびリスクを適切に特定および評価する必要があります。また、そうした危険やリスクを削減または排除するために十分な安全策と職場慣行が実施されるよう期する必要があります。サプライヤーは、その従業員、Smiths の従業員およびその他の来訪者に対して安全で、清潔かつ衛生的な職場を提供する必要があります。

サプライヤーの従業員が Smiths の敷地内にいる場合、彼らは、自らに対し、また Smiths の従業員やその他の者に対して不当なリスクを呈することなく、容認できる、かつ安全な方法で運営また行動する必要があります。サプライヤーは、報復を恐れることなく危険、懸念、または怪我を報告することを奨励する必要があります。

プライバシーを尊重する

サプライヤーは、サプライヤー、顧客、消費者、および従業員などのビジネスを行う者すべての個人情報に対する妥当なプライバシーへの期待を尊重および保護する必要があります。サプライヤーは、個人情報の収集、保存、処理、送信、共有に当たっては、適用されるプライバシー法および情報セキュリティ法および規制要件を遵守する必要があります。サプライヤーは合法的かつ適切な目的のみに個人データを収集および使用し、個人の同意を取り付けるものとします。個人データが第三者サービスプロバイダーに送信される場合、サプライヤーは第三者が、データが供給された合法的な目的のためだけに当該情報を使用し、個人データの保護に必要な管理を維持するよう期するものとします。

人権を尊重する

サプライヤーは、事業展開先で適用されるすべての労働法令を遵守し、国際的に認知されているすべての人権を支持し、また最低基準として [こちら](#) に掲載されている当社の人権方針条項を順守する必要があります。

特に、サプライヤーは以下を行うものとします。

- ・ 嫌がらせや不当な差別のない職場を提供すること。これには、労働者に対し苛酷なまたは非人道的な処遇、性的な嫌がらせまたは虐待、体罰、精神的または肉体的強制、言葉による虐待、会社が提供する施設への入出に関する不当な規制を迫るまたは、受けさせるなどが挙げられます。
- ・ 不法な人身売買またはいかなる形態における奴隷制度または強制労働、債務労働、契約労働、または非自主的な囚人労働の使用に加担していない。これには脅迫、強制、無理強いによる人の輸送、隠れ場所の提供、派遣、移送、または受け入れ、

誘拐、詐欺、または搾取目的で他者を支配する者への支払いなどが挙げられます。

こうした取り組みの一環として、当社のサプライヤーは以下に挙げる行為に一切関与しないものとします。

- ・ 身元証明または入国管理文書の破壊、隠蔽または没収。
- ・ 詐欺的な募集戦術の採用。
- ・ 従業員の募集料金の請求。
- ・ 現地の基準、法律、指令に基づいた場合に不適切な、または安全でない住宅の提供。
- ・ 児童の採用 - 児童労働の使用は厳格に禁止されています。

雇用または就労最低年齢は 16 歳とし、あるいは当該国における雇用最低年齢または義務教育修了年齢のいずれか高い方とします。サプライヤー規範は合法的な職場の実習プログラムへの参加を禁止していません。

- ・ すべての労働者に少なくとも適用法令で義務付けられている最低賃金を支払い、すべての法律上義務付けられている手当を提供します。労働者には適用法令で義務付けられている料金にて残業時間の報酬が与えられるものとします。
- ・ サプライヤーの施設で勤務するために下請業者が派遣する労働者が本サプライヤー規範に規定されている原則と一致する形の処遇で扱われることに同意するものとします。
- ・ 清潔なトイレ設備、飲料水へのアクセスを労働者に提供し、食品の調理や保存施設が提供される場合には、これらを衛生的に保ちます。サプライヤーまたは第三者代理人により提供される住宅は、清潔かつ安全であるものとし、適切な非常口、暖房、換気、および個人スペースと妥当な入出特権を提供するものとします。
- ・ 製品がテロリズムや人権侵害の目的のために使用される武器、またはその他の装置に組み込まれないよう期することを目的とした、すべての関連する政府指針を順守します。

責任ある鉱物資源の取得

サプライヤーは、製造する製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金が、社会的および環境上責任ある産出源から供給されるものであり、コンゴ民主共和国または近隣国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループの直接または間接の資金源または利益となるようなことがないよう、合理的に保証する方針を設ける必要があります。サプライヤーは上記の鉱物の産出源と加工・流通過程に関する十分なデューディリジェンスを実施するものとし、要請があった場合にはそうしたデューディリジェンスの方策を提供するものとします。

3. 責任感 - 当社は誓約したことを守ります

私たちは自らの行動に責任を持ち、役割と責任を真摯に受け止め、サプライヤーに対しても責任感をもった同様の取り組みを行うことを求めます。特に、当社はサプライヤーに対し、以下を求めます。

物理的および知的財産の保護

サプライヤーは合意された条件と法律に従って当社の財産を尊重、保護および取り扱う必要があります。これには物理的財産、IT 機器、通信リソース、技術、知的財産、機密情報、データ、および Smiths、顧客、サプライヤー、その他の関係者などから受領したその他の有形または無形資産が含まれます。サプライヤーは適切な物理的および電子的セキュリティ手段を使用して、他者の機密情報および専有情報を含む機密情報および専有情報を不正アクセスや破壊、使用、変更および開示から守る必要があります。技術およびノウハウの移転は適用法に従い、準拠して、知的財産権を保護する形にて行われるものとします。

安全な事業運営

サプライヤーは製品およびサービスを提供する際に、情報システムへの不正アクセスがないよう期するため適切なセキュリティ方策を確立し、これに従い、それらのシステムに保存されているリソースおよびデータの不正な喪失またはアクセスを防ぐ必要があります。

正確な記録の保存

サプライヤーは、適用される会計基準および認定ベストプラクティスに従い、すべてのビジネス取引を正確かつ慎重に透明性を持って記録する必要があります。

サプライヤーはまた、リスクの包括的な評価、管理を実施し、すべてのリスクが効果的に管理され、報告された結果が正確であることを期するため、強力な内部統制を敷く必要があります。

サプライヤーは、内部統制の効果を監視する独立した社内監査または社外監査を維持し、重大なビジネスリスクを特定、評価、管理するため、またサプライヤー自体の取締役委員会やその他の管理体制へと適宜報告するための継続的な管理プロセスを提供する必要があります。

十分な保険の維持

サプライヤーにはビジネスと従業員に対する適切なレベルの保険を取得および維持することが求められます。

4. 顧客重視 - 当社は高く評価され、信頼されるパートナーです

当社は質の高い製品とサービスを通じてお客様に価値を提供します。当社は決して不正な、腐敗した、または不法な慣行を用いず、サプライヤーにも同様の倫理的および品質優先型の顧客サービスに取り組むことを求めます。特に、当社はサプライヤーに対し、以下を求めます。

すべての製品およびサービスが適切なタイムラインと品質基準に適合するよう期すること

サプライヤーには、顧客の期待を満たすために当社とパートナーシップを組んで業務を行い、サプライチェーン全体において価値とタイムラインを確保することが求められます。特に、サプライヤーには以下が求められます。

- ・ 作業生産物が適切な品質基準を満たすことを期し、品質保証プロセスを確立して欠陥の特定および是正措置の実施を行うこと
- ・ 品質が契約要件を満たすまたは上回る製品またはサービスの納入を円滑化すること
- ・ 製品に適切な方法およびプロセスを開発、実施、維持することで、納入製品に偽造部品や材料が混じり込むリスクを最小化すること
- ・ 偽造部品や材料を検知するための効果的なプロセスを取り入れ、正当な場合は、偽造製品の受取人に通知をして、それらを納入済み製品から取り除くこと

5. 情熱 - 懸命な努力、革新、献身、還元

Smiths においては、共に学び、革新することで卓越性を実現します。さらに、当社の情熱は事業運営を行う地域社会と環境の保護と支援にも広がるものであり、当社はサプライヤーにも同様の取り組みを行うよう求めます。特に、サプライヤーに対しては以下を求めます。

環境上の影響を最小化する

サプライヤーは、合理的に実践可能である限りにおいて、すべての適用される衛生・安全・環境法令を順守し、その活動、製品およびサービスが環境に及ぼす有害な影響を最小限に抑えるよう期します。特に、サプライヤーは以下を行う必要があります。

- ・ 現在要求されるすべての環境上の許可および登録を取得し、維持すること。
- ・ 水源における排水、廃棄物および汚染、揮発性の化学物質、腐食物、粒子状物質、エアゾールおよび燃焼生成物の大気への排出量を削減、管理、および/または排除すること。
- ・ 可能な場合は、水使用を最小限にすること。
- ・ 適用法令に従って、温室効果ガス（スコープ 1～3）のすべての排出量を削減し、温室効果ガスの削減目標に関する進捗具合を設定および追跡し、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)などの公的な報告手順を通じて、そのような削減の取り組みを報告すること。

- ・ 適用されるラベル付けおよび警告要件に準拠すること。
- ・ 法律に従って、危険物質の特定、管理、保管、移動、取り扱いを行うこと。

サプライヤーはまた、REACH および RoHS などの適用されるすべての地域または国内の規制物質要件を順守する必要があります。サプライヤーは、かかる法律順守の証拠を提供できなくてはならず、また Smiths に提供される材料/製品における規制物質量を開示する必要があります。

6. 適用とコンプライアンス

サプライヤー自らの倫理規範に加え、当社のサプライヤー、その子会社と世界中の従業員は、Smiths と共にまたはこれに代わりビジネスを行う際には、このサプライヤー規範を順守する必要があります。このサプライヤー規範はハードコピーにて従業員に提供され、アクセス可能な場所で電子的に提供します。また適宜、翻訳されます。

サプライヤーが共同事業または業務共有協定の参加者である場合に、ビジネスを Smiths と共にまたはこれを代行して行う際に、共同のビジネス事業がこのサプライヤー規範およびサプライヤー自らの企業倫理規範を可能な限り順守するよう期する必要があります。

従業員が、このサプライヤー規範またはサプライヤー自らの倫理規範を無視または違反した場合、当該従業員には適切な懲戒処分が下され、場合によっては Smiths との契約が打ち切りまたは取消となる場合があります。

サプライヤー規範は、当社のサプライヤーの既存の方針および手続きに取って代わることを意図したものではありません。しかしながら、サプライヤーが本サプライヤー規範を十分に順守できるよう、サプライヤーには、最低でも、その原則に一致する適切な方針および手続きを設けることが求められます。さらに、サプライヤーの方針および手続き（サプライヤーの倫理規範を含む）は、その他の指針および研修教材により裏付けられる必要があります。

本サプライヤー規範またはサプライヤー自らの倫理規範への違反の疑いまたは実際の違反があった場合には、サプライヤーは従業員に、その事実を速やかに経営陣に報告することを求め、奨励する必要があります。適切な経路でそうした情報を報告する従業員が、その結果として、不利益な、または望ましくない処遇を受けるようなことがあってはなりません。当社はまた、サプライヤーおよびその従業員が、Smiths の従業員による行動が当社の企業倫理規範に合致していないと考える場合には、それらを報告することを求めます。

サプライヤーには自己監視と、社内または社外の評価、検査、調査、審査により特定された欠陥を適時に是正するための是正措置手順を設けることが求められると同時に、以下を行う必要があります。(i) サプライヤーがこの方針を順守していることを示すよう Smiths が妥当に要求する情報を Smiths に提供し、また、

要請があった場合、この方針を順守していることを証明すること、(ii) Smiths の従業員および/または第三者の代表者が監査および、サプライヤー規範の遵守確認のために貴社の構内を訪問すること、および/または貴社の記録および/または人員にアクセスすることを許可すること。

外注業務に関する決定を行う際は、サプライヤー規範に規定されている要件に従うことが考慮されます。サプライヤーの役員、取締役または従業員のいずれかが違法な、または当社のサプライヤー規範に違反する行動を取ったことが判明した場合、当社はそのサプライヤーとのビジネス関係を打ち切る権利を留保します。

要請があった場合、サプライヤーはサプライヤー規範に関する研修セッションに出席することを義務付けられる場合があります。サプライヤー規範の順守と申し入れのあった研修セッションへの出席は、サプライヤーが Smiths との間で交わしている契約におけるその他の義務に加えて義務付けられています。

助言の取得と問題の報告

報告はすべて、極秘に処理され、適切かつ直ちに調査されます。サプライヤーおよびその従業員は、Smiths の従業員による行動が当社の企業倫理規範に合致していないと考える場合には、次の Smiths 倫理警告ラインに連絡することで、いかなる行動についても報告することができます。

Speakout@smiths.com。

企業倫理規範と人権方針は Smiths グループインターネット[\[こちらをクリック\]](#)にてアクセスできます。